

問い合わせ先

一般社団法人 滋賀県タクシー協会

(担当) 松尾、大西

(電話) 077-585-8261

(FAX) 077-585-8262

令和7年 6月 6日

滋賀県におけるタクシー準特定地域協議会の開催（合同開催）について

【大津市域・湖南・中部・湖東・湖北】交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第14項に基づき、滋賀県におけるタクシー準特定地域協議会（5交通圏合同）を下記のとおり書面にて開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、書面による本協議会に構成員として参加を希望される方は令和7年6月13日（金）までに、問い合わせ先までお申し出下さい。

記

1. 書面による開催（書面到着予定日）

令和7年6月16日（月）

2. 議 題

公定幅運賃の範囲の変更（運賃改定）に関する意見について

（配布先）

滋賀県政記者クラブ、陸運記者会（ハイタク部会）